

「新制度」とは、「子ども・子育て支援新制度」を指します。

子ども・子育て新制度とは、子ども・子育て関連3法（（1）子ども・子育て支援法，（2）認定こども園法の一部改正法，（3）関係法律の整備法）に基づき、**幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、幼児教育・保育及び地域子育て支援の量的拡充や質的向上を目指した、子ども・子育てに関する新しい制度のこと**です。

新制度に移行した施設（幼稚園，認定こども園，保育所等）を利用する場合は、資料1のとおり、1号・2号・3号のいずれかの認定を受けて施設を利用することとなります。

[資料1]

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分		
○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)		
認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外のもの</u> (1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。